本務省 市州、 ———	3年 <i>0</i> 1地方	からの提案等に関する対応方金	ゴニ 対するフォローアツノ 状況						
提案区分 管理 番号 区分 分野		求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所 根拠法令等 管・関係府 省	団体名 記事項) 団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> 支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 見解
21 B 地方に対する規制緩和	置工事事業 者の指定に 関する手続	らずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。	【現行制度】 指定給水装置工事事業者の指定の申請、更新及び一部の変更の届出に当たっては、水道法施行規則第18条第2項第2号並びに第34条第2項第1号及び第2号により、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えければならないと規定されている。 【支障事例】 現行制度下では、申請又は居出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、指定給水装置工事事業者の指定の申請等の手続について、インターネットを介した手続の導入可能性の検討に当たり、登記事項証明書及び住民票の写しの添付が必要となるため、それらについて電子的な確認ができるようにしてほしい。	変更の届出に当たって、添付書類が少なくなるほか、 指定事業者による証明書類の取得作業がなくなるな ど、電子化により指定事業者・水道事業者双方の効率 化が図られる。	2項、第25条の3の2 庁、総務 第4項、第25条の7、省、法務	11月30 日「地方 公共団 体にお けるDX 推進に 関する 要望(第 2弾)」と	□ ○指定給水装置工事事業者の手続きについて、電子化を検討しているが、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを書面を提出する必要があるため、電子化の障害となっている。水道法で定められている諸手続について、国で統一したシステムを開発・導入してほしい。 □ ○電子化により添付書類の確認等が省略でき、事務の効率化が図られることから、インターネットを介した手続きの導入を求め、導入の際には当市でも活用を検討する。 □ ○当市においても電子申請システムの導入を検討しているが、法今により、確認書類の原本(法人・登記事項証明書や個人・住民票の写し)が求められている。【対応】電子申請を導入しても、確認書類の原本が必要なため、別途、事業者に対し、郵送や持参などで提出を求めることになる。これでは事業者や上下水道局にとって、電子申請の導入メリットを享受することができず、効率化を図ることも困難だと考えている。法令改正により電子確認が可能なルール創設を検討していただきたい。	ては、令和3年3月の水道法施行規則改正により、申請様式における押印を廃止し、電子文書による作成を可能としたところであるが、申請にあたって申請者が法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写しを求めている状況。なお登記事項証明書については申請書に記載された法人の商号(名称)、本店(主たる事務所)及び代表者の氏名を、住民票の写しについては申請書に記載された氏名及び住所を、それぞれ確認することで本人確認を行うことを目的としている。登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、令和2年10月26日に運用を開始した国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得	し、指定を受けることが可能である。また、申請者の住所(法人にあっては本店所在地)についても、都内外を問わず指定を受けることが可能である。したがって、登記事項証明書及び住民票の写しについては、法人・個人の別や申請者の住所地により、取扱いが大きく異ならないことが望ましい。情報連携の仕組みの検討に当たっては、この点を踏まえた上で検討いただきたい。この点、住民票の写しの提出について、マイナポータル又は住基ネットを活用する方法が主に考えられるが、マイナポータルを活用するためにはマイナポータルに対応した専用の申請システムが必要となり、法人と個人とで申請システムが分かれることとなる。こうした点や申請者間でのマイナンバーカードの普及率という点を鑑みると、現時点では、住基ネットを活用した手続のほうが申請者・水道事業者の双方にとって適応しやすいものであると想定されるため、法的な整備を含め早期の連携実現を検討いただきたい。
28	発校における 留学生の受 入及び修了 後における当 該留学生の	別表第1の4の留学の項の下欄における「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」として、職業能力開発校の職業訓練を修了した場合には、同法別表第1の2に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること。	【支障事例】 職業能力開発促進法においては、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者が、公共職業制能に関いては高度職業制線に関する場ではない。一方、出入国管理を受けることについて制限する規定はない。一方、出入国管理を受けることを目的とした留学の在留資格の取得を制限する規定はない。一方、出入国管理を受けることを目的とした留学の在留資格の取得を制限する規定が存在する。具色组织文学校については、同法別表第1の4の留学の項の下端に掲げる活動を担助文学校につずる機関であることから、留学の在留資格の取得が許可されていない。以上のとおり、職業能力開発校によ、当該機関ではないことから、留学の在留資格の取得が許可されていない。以上のとおり、職業能力開発校に入校し、建築、自動管理及び超民認定法別表第1の2に規定される在留資格に表析・人文知識・国際業務・のの多野の職業制態を修了した場合においても、現行上は、出国際業務・の分野の職業制能を修了した場合においても、現行上は、出国際業務の必要性引職業能が開発校と、留学の在留資格の取得が許可されている車修学校専門課表的に関本を使用であると考える。また、地方の中小企業は人手不足にあり、制度改正の必要性引職業能が開発をは、日本での議、那様できる資格は同等であると考える。また、地方の中小企業は人手不足にあり、制度決手段の一つとして、職業能力開発校に、日本での滅患を希望するものづくり等の技能を有する留学生を対象とした人材育成は有効と考える。	識を活かした職に就くことで、活躍の機会も増加する。 特に、人材獲得力が弱く絶対的人手不足に悩む地方 の建築、自動車整備、IT等の分野の中小企業への留 学生の就職の支援につながり、地域経済の活力維持 向上が期待できる。	民認定法別表第1の 文部科 三 2、1の4 学省、厚 広 出入国管理及び難 生労働 民認定法第七条第 省	重県、 県、山梨県、 島県 長野県、京都		性質上、教育機関において行うものであるが、職業能力開発校については、設備及び編制等において出入国管理及び難民認定法別表第一の四に掲げる教育機関と同等とは認めていないことから、同校入校者に「留学」を付与することは困難である。なお、職業能力開発短期大学校等については、高度職業訓練等を行うための施設であって、設備及び編制等において大学と同等と認められるため、大学に準ずる機関として判断したものである。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動は、自然科学又は人文科学に属する技術・知識を必要とする業務のほか、外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務のほか、外国をところ、自然科学又は人文科学に属する技術・知識を必要とする業務のほか、外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする表別であり、大学等においてなるところ、自然科学又は人文科学に属する技術・知識を必要とする業務のほか、外国の大に根ざす一般の日本人が有しない思考方法等を必要とする業務である。大学や専修学校については、教育課程等から学術上の素養の向上を目的にしているといえることから、それらを卒業した者は、学術上の素養があると認めているところ、職業能力開発校は、公共職業能力開発施設であることから、大学及び専修学校とは異なり、学術上の素養を向上させることを目的とした機関ではない。	議を学ぶ場とされており、設備及び編制等については、それぞれ職業能力開発促進法施行規則、専修学校設置基準等で定められているが、授業あたりの生徒数や定員に対する教員数などの編制等については、職業能力開発校は、専修学校相当であるため、職業能力開発校入校者に「留学」を付与していただきたい。現在、職業能力開発校において、外国人が公共職業訓練を受けることについて制限する規定はないが、「留学」の在留資格を得られないことにより留学生として受け入れることができておらず、職業能力開発校を設置する地方公共団体に対する実質的な規制となっている。本提案は、当該規制の緩和により、職業能力開発校において、留学生を対象とした人材育成を可能とすることを求めるものである。また、職業訓練の修了後、習得した技術・知識を活かした職に就くことが可能になれば、地方の中小企業における人手不足解消の一助となり、地域経済の活力維持・向上につながる。また、県の職業能力開発校においては、一定水準以上の専門的知識を習得していることに加え、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を付手していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を			対応方針の措置(検討)状況	
	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		応を検討してまいりたい。	5【法務省】		字施(予定) 時期	団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施した。また、当該結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向	
	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		/ ける活動であることとしている。専修学校については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条において、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行う一定の要件を満たす教育施設である旨を規定して記め、入管法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関として認めている。公共職業訓練施設については、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)において、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な職業訓練を行うものである旨を規定しているが、このうち職業能力開発短期大学校等については、高度職業訓練等を行うための施設であることができるように設置して、設備及びこれに関する知識を習得することがそうための施設であって、設備及び編制等において大学と同職業能力開発校については、高度職業訓練を行うための施設であること及びその設備及び編制等において大学と同職業能力開発校については、通職業訓練を行うための施設であること及びその設備及び編制等において大学与職業能力開発校については、当直職業訓練を行うための施設であること及びその設備及び編制等において大学等に準ずる機関であるのでないことから、入管法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関として認めることは困難である。また、職業能力開発校を卒業した外国人の在留資格「技術・人文知識・国際業務」のうち、自然科学又は人文科学の分野に必要が表が、現状、職業能力開発校をで述とおり、学術上の素養を背景とし、大学等において修得した一定率以上の専門的知識を必要とするものである必要があるが、現状、職業能力開発をを当るとおり、学術上の素養に必要があるが、現状、職業能力開発をである。1 従事しようとする業務に必要な自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術・知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたものであること 2 従事しようとする業務に必要な自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識に関連する科目を専攻して大学をの分野に属する技術・知識に関連する科目を持つされたものであること 2 従事しようとする異常に収入する場別において教育を受けずして本邦の専修学の分野に属する技術・知識に関連する科目を持つされたものであること 2 従事しよりに表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	5【法務省】 (5)出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64) 職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通 職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。 - 「研修」の在留資格(出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)別表1の4)が付与され得ることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 - 本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が入管法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとすることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 - 当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自動を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号(「専修学校の専門課程の移育を受け専門士又は高度専門士の称号の付与に関する規程」(平6文部省告示84)を付与される場合と同等以上の技術又は知識業務別の任の文部省告示84)を付与される場合と同等以上の技術又は知識業務別の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省) < 令4 > 5【法務省】(6)出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64) 職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受ける外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法(以下この事項において「入管法」という。)別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとすることについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意したいて「入管法」という。)別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするとについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意したが、当時発校が出入国管理及び難民認定法(以下この事項において「入管法」という。)別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするとについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しておいて、民間の教育訓練機関との関係性に留意と講ずる。	2ポツ目 検討中	令和4年3月30日	留意しつつ引き続き検討することとした。	職業能力開発校が出入国管理及び難民 認定法(以下この事項において「入管法」 という。)別表1の4の表の留学の項の下 欄に掲げる機関に該当するものとするこ とについて、民間の教育訓練機関との関 係性に留意しつつ検討し、令和5年中に 結論を得る。
			であり、人手不足への対応は趣旨が異なる。外国人の受入れの目的が深刻な人手不足の解消である場合、特定技能制度の活用も御検討いただきたい。	事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号(「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平6文部省告示84))を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)	後計中	令和5年中に結論を得る。	留意しつつ引き続き検討することとした。	職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留を可能とすることについては、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年中に結論を得る。

本第1 740	十 <i>り</i> ルビノ. 一	がらの提案等に関する対応万銀									
提案区分 管理 番号	一 提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所 管・関係府	団体名 その他(特		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
区分 分野				(近来の人が同じのの住民のが特別によりが生く行政のが第一日時)		省	10千次/	団体名	支障事例		見解
する規制緩災・安全和	家の所有者 特定のため の戸籍電子 情報処理組	を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する 特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行 うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組 織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求に	当府内市町村は、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。多い市町村では、年間500件を超えており、その5割超が府外への公用請求となっている。また、公用請求によるやり取りでは回答を得るまでに1 か月程度を要することもあり、所有者が転出を複数回行っている場合や相続人が複数の場合では、空家所有者を確知するまでに数か月かかる事案もある。所有者特定に時間を要していることが、危険な空家に対して当該所有者等への法に基づく改善核機や勧告等を速やかに行うにあたっての支障となっている。また、当該支障事例は当府内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行う市区町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。なお、本提案は、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針において、「名府省等は、それぞれ所管する行政手続のうち、地方公共団体が国(独立行政法人等も含む。)又は地方公共団体が国(独立行政法行政法人等も含む。)又は地方公共団体が国(独立行政法人等も含む。)又は地方公共団体が国(独立行政法人等も含む。)又は地方公共団体が国(独立行政法人等も含む。)又は地方公共団体が国(独立行政法人等も含む。)といって、建やかに見直しを行う。」との方針が示されたことから、当該方針を踏まえた適切な対応を求める。	となることで、市町村の空家担当部局が空家所有者の 戸籍情報を入手するまでの期間が大幅に短縮され、事 務の合理化に資する。これにより、市町村が死亡した 空家所有者の相続人を早期に特定し、空家法に基づく 措置を迅速に講じることができるようになることで、特 定空家等の迅速な解消に繋がる。	2項、第118条、第 120条の2、空家等 対策の推進に関す 特別措置法第10条	国土交通省	京堺庫戸歌鳥徳関域市、神和、、神和、、、神和、、、神和、、、神和、、、神和、、、神和、、、神和、	1、、崎市、尾、、屋市、市、崎、崎い茨市、長市長八川、山、佐県大県わ城、小野、岡尾市米陽松賀、分き県相田県小京市、子小山市熊県、横原、牧 、西 野 、本、	速やかな所有者特定が求められるが、空家の所有者特定において他市町村への戸籍等の請求の事務が多くを占めている。戸籍を取得した者がすでに死亡していることもあり、そのような場合には、その者の相続人の調査が必要となり、同一市町村に対して再度、公用請求を行うこととなる。戸籍の電子情報処理組織の利用が可能となれば、空家所有者の早期特定につながるとともに、空家担当者の事務負担だけでなく、戸籍担当者の事務負担軽減にもつながると考える。〇提案団体と同様の内容。なお、戸籍請求は年間240件程度。〇当市では、年間約200件(現時点では延べ1,000件超)の空家相談を受けており、そのほとんどの相談については、空家所有者及び相続人の所在調査(住民票や戸籍等の公用請求)を行っている。これらは、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しに至るまで、登記簿謄本の所有者の住所変更や相続登記が義務化されていないことに起因するものであるが、所有者(相続人)の所在判明までに数ケ月を要する事例も多々あり、危険な空家を早期に解決する上で、支障をきたしている。内容は、相続人が多数存在するケースや相続人の半数が他自治体に本籍を置いている実態があるなど、今回、戸籍の電子情報処理組織を活用した公用請求が可能となることにより、危険な空家の早期解決に繋がることが期待できる。なお、個人情報保護措置を講じた上で、着実な運用を図っていく必要がある。〇空家の所有者の相続人を調べるためには、戸籍関係の書類を公用請求する必要があるが、請求から回答まで多大な時間がかかる。電子情報処理組織を活用した公用請求が可能になると大幅な事務の削減及び時間の短縮になる。〇当市においても空家所有者の確知に多大な労力がかかりで理不全空家への対応に苦慮していることから、空家対策担当部署のアクセスを可能としていただきたい。	令和元年法律第17号による改正後の戸籍法第120条の2第1項においては、本籍地の市区町村以外の市区町村に対して戸籍証明書等の請求ができる者について、戸籍法第10条第1項に規定された者に記載されている者又はその配偶者、直系尊属者に記載されている者又はその配偶者、直系尊属者に記載されている者又はその配偶者、直系尊属者のは直系卑属のいわゆる「本人等」に限定している。また、戸籍法第10条は、昭和51年の戸籍法の改正において戸籍の公開制度が見直された際に、戸籍の閲覧制度が廃止されたこと籍が設された場にで、戸籍語明書等の交付請求をすることができ場合を限定する戸籍法第10条の2が新設されるなど、戸籍情報の性のであり、さらに、平成19年活求をすることができ場合を限定する戸籍法第10条の2が前設されるなど、戸籍情報の性のであり、一戸籍法第120条の2の立法過程においても、これらの経緯を踏まえいては、交の可否を厳格に判断すべきであるし、その戸籍を管掌する本籍が出れたところである。これは、「本人等」以外からの戸籍証明書等の請求については、交の可否を厳格に判断すべきであるし、その戸籍を管掌する本籍の前において、戸籍を記録した市区町村以外の市区町村において、戸籍を記録したものであること、郡市部の市区町村において、戸籍法第120条の2の規定は、現在構築中の戸籍情報連携システムの稼動と同時に施行される予定であるが、本件提案は、京田大のであり、現時点では、システム面、制度面いずれの観点からも対にまま、同条の施行前にこの取扱いを変更する制度は正を求めるであり、現時点では、システム面、制度面いずれの観点からも対において検討が表のであり、現時点では、システム面、制度面いずれの観点からも応に対して検討が表のであり、現時点ではよるであり、同話を所管する法務省において検討が表のの正を発表を関するとのこの語を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	等を明らかにして戸籍謄本等の請求を行う、いわゆる公用請求のみを戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大の対象としている。公用請求はその他の第三者請求と異なり、請求事由や利用目的等が明確であり、その請求については、請求者の官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにして行うこととされているところ、これらについて、本籍地外の市区町村で確認することが困難であるとの事情は認められず、当該市区町村で交付可否を判断することによる支障は生じないと考えられる。また、本提案は市区町村の空家部局による庁内戸籍部局への公用請求と戸籍部局による戸籍情報を迅速に取得できるようにするものである。つまり、同じ市区町村内で手続が完結し、他市区町村へ公用請求を行うことはないため、むしろ、人口の多い都市部の市区町村においては、他の市区町村からの公用請求に係る事務負担を軽減し、また他の市区町村に本籍を有する者に係る公用請求が迅速化することで、全体としての戸籍情報取得に係る事務負担の大幅な軽減に寄与するものである。以上から、本提案においては第1次回答で貴省が示された懸念は想定されたくく、また、「令和2年の地方分権改革に係る提案に関する対応方針」にて「全ての行政手続をデジタルで完結できるよう見直す」とされたことから、現在構築中の戸籍情報連携システムの稼働開始に合わせて管理不全空家の所有者特定のために当該システムを前検討いただきたい。
188 B 地方に対する規制緩和11_その他			【現行制度の概要、支障等】 組税特別措置法に基づき、住宅用家屋の取得等後1年以内に登記を受けるもの等について登録免許税の軽減を受けるためには、住宅用の家屋であることを当該家屋が所在する市区町村長が証明したものが必要とされている。当市では、年間の交付事務(法定受託事務)を税務部門で行っているが、年間の交付件数は平均で6,000~7,000件と件数が多く、職員の負担となっている。また、一般的に、住宅用家屋証明の取得には住民票の写し、登記事項全部事項証明書、建築確認申請の際の確認済証及び検査済証等が必要となるが、法務局での登記手続きの添付書類と重複しており、登記事項全部事項証明書をあるが、その書類を法務局へ直接提出すればよく、あえて市区町村で住宅用家屋証明を取得する必要がないことから、住民に対して過度な負担を課しているといった支障も生じている。(雑割り110番における国の見解について)国の「規制改革・行政改革ホットライン(総割り110番)」に対して、同様の提案が個人から寄せられていたが、所管省庁の検討結果は、登記所において発行にる要件の審査を行うことは困難との理由から「対応不可」であった。しかしながら、国土交通省通知に基づき行っている市町村の審査では、現地調査等は行っておらず、居住実態の把握も住民票上の住所が当該住宅となっていれば居住しているとみなすなど、提出書類の形式的審査である。専門的な判断を要するものではなく、登記所においても同様の審査を行うことは十分に可能でほ往としているとみなすなど、提出書類の形式的審査である。専門的な判断を要するものではなく、登記所においても同様の審査を行うことは十分に可能でほ往宅認定通知書」の方が、当該住宅の品質や性能を評価した証明書であり、住宅認定通知書」の方が、当該住宅の品質や性能を評価した証明書であり、住宅記定通知書」の方が、当該住宅の品質や性能を評価した証明書であり、住宅記定通知書」の方が、当該住宅の品質や性能を評価した証明書であり、住宅記定通知書」の方が、当該住宅の品質や性能を評価した証明書であり、住宅認定通知書」の方が、当該住宅の品質や性能を評価した証明書であり、住宅認定通知書」の方が、当該住宅の品質や性能を評価した証明書であり、住宅認定通知書」の方が、当該住宅の記録といいましている。	が省かれ、利便性が向上する。	1	国土交通省	市長市代別別県半市市	京、茶、天市、田、京、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、	〇住宅用家屋証明書の発行件数は増加傾向にあり、電話による問い合わせ対応を含め、	町村への事務負担の軽減の要望を踏まえつつ、廃止した場合に生じうる税制実務への影響を考慮し、代替措置を適切に講ずることが可能か精査のうえ、対応方針を検討してまいりたい。なお、住宅用家屋証明書の提出が義務付けられている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和3年度末が適用期限となっていることから、今般の提案事項については令和4年度税制改正の検討過程において併せて検討する必要があり、その対応方針は令和4年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階で公表が可能となる旨、ご留意いただきたい。	務を廃止すること、言い換えれば、証明書のための要件審査及び証明書発行の主体(窓口)を見直すことを求めており、証明書そのものの存在を否定している訳ではない。もちろん、証明書そのものが廃止されれば、それに伴って市区町村における証明発行事務も廃止されるため、そのような結論となることも吝かではないが、証明書そのものの廃止と要件審査・証明書発行の主体(窓口)の見直しを比較すれば、前者の方が社会に与える影響

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を		Ż	対応方針の措置(検討)状況	
見解	主国和学会 主国市政会 主国时刊会》500志先	近来多来快的寺门即公が300工を行快的の忧無(主从事項)	古州 自からの第2次回日	<当該対応方針決定年>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
I陽小野田市】 籍謄抄本についても、住民基本台帳システム 利用拡大と同様に公用請求が電子的に行う できれば、大幅な業務時間短縮になるの ぜひ検討をお願いしたい。 (本市】 回の提案は、危険な空き家の所有者特定、管 不全な状況の早期解決につながるものである か、改正戸籍法の施行後、速やかに市町村 の事務負担偏在等の問題を検証し、制度改 へ動いて頂きたい。	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	ングまでに見直しの方向性を示していただきたい。 〇第三者請求に関するこれまでの議論の経緯に照らすならば、市区 町村からの具体的かつ切実な提案を踏まえ、弁護士等からの第三者 請求一般から公用請求を切り離して、直ちに検討すべきではないか。 〇本提案は市区町村が事務を遂行するために行う公用請求を、同じ 市区町村内の戸籍部署へ請求することで、市区町村の公用請求業	規案団体の提案を実現するために、有識者や市区町村の意見を聞いた上で、制度面及びシステム面の課題等について検討したい。この検討に際しては、①提案団体の提案である市区町村の空家対策所管部局による同一市区町村の戸籍担当部局への公用請求のみを対象とするか、②同一市区町村内部での公用請求を対象とするか、③国や都道府県を含む地方公共団体による公用請求全般を対象とするかについて検討する必要があると考えられる。また、個別法(公用請求に係る根拠法)において制度面の手当てがされれば、本件のような提案が実現されることも可能と考えられる。なお、いずれの場合であっても、現在構築中の戸籍情報連携システムの稼働(戸籍法の一部を改正する法律(令和元年5月31日から5年を超えない範囲)から稼動)後に実現されるところ、既に戸籍電子証明書をおい範囲)から稼動)後に実現されるところ、既に戸籍電子証明書をおい範囲)から稼動)後に実現されるところ、既に戸籍電子証明書を活用した法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策(デジタル・ガバメント実行計画)や、戸籍謄抄本の請求等のオンライン化の促進	(1) 戸籍法(昭22法224) 市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 〈令4〉 5【法務省】 (1) 戸籍法(昭22法224) (ii) 市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることとする。		の一部を改正する法律(令和語 年法律第17号)附則第1条第	大元 万籍法の改正を含む「地域の自主性 措をを を	進めるとともに、法改正に向けたタ
		なっている現状に照らすならば、市区町村に事務負担を押し付けないよう、現行制度は見直すべきではないか。 〇地方公共団体の事務の合理化及び住民の利便性向上の観点か	を検討しているところであり、要件審査を見直すとした場合に代替措置を適切に講ずることが可能かも含めて精査し、対応方針を検討してまいりたい。また、住宅用家屋証明書の提出が要件とされている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和3年度末が適用期限となっているところ、今般の提案事項は、令和4年度税制改正の検討過程において予定されている要件審査の検討とあわせて検討する必要があることから、その対応方針は令和4年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階まで明らかにできない旨、ご留意いただきたい。なお、「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」で提示いただいた証明書の廃止についての御懸念に関しては、提案自治体からの今回のご提案が、証明書の廃止ではなく、自治体による証明発行事務の廃止であるとの前提で、現行制度の在り方につき検	5【法務省】 (6) 租税特別措置法(昭32法26) 住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置(72条の2等)における市区町村長の証明事務(施行令41条及び42条1項)については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:国土交通省) (7) 租税特別措置法(昭32法26) 住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置(72条の2等)における市区町村長の証明事務(施行令41条及び42条1項)については、専ら住宅用の家屋を取得等した個人が住宅の用に供することとする要件(施行令41条)の審査に係る市区町村の事務負担を軽減する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講		令和5年中に結論を得る	令和4年度税制改正により、住宅用 家屋の所有権の移転登記等の登録 免許税の税率の軽減措置(73条等) の対象となる住宅用家屋の築年数 要件を緩和したことで、市区町村の 事務負担が一定軽減される見込み。 申請者の利便性の向上及び市区町 村の事務負担の軽減について、引き 続き検討中。	。その結果に基づいて必要な措置